

令和5年度

# 郡山市放課後児童クラブ 入所のしおり



郡山市イメージキャラクター  
がくとくん



がくとくんの妹  
おんぶちゃん

【お問合せ】

## 郡山市こども部こども政策課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
<市役所西庁舎3階>

電話 024-924-3801



<ウェブサイト>

## 1 はじめに

このしおりは、大切なお子様に児童クラブで過ごしていただく上で、保護者の皆様に御理解と御協力をいただきたい事गराをまとめたものです。

## 2 開所日・開所時間

- (1) 開所する日 毎週月曜日から土曜日
- (2) 開所しない日 ①日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む。）  
②12月29日～翌年1月3日（年末年始）  
③8月13日～8月16日（お盆期間）  
④その他市長が必要と認めたとき  
（例）感染症の拡大や台風の発生など
- (3) 開所時間 ①授業のある日 放課後 ～ 午後6時30分  
②土曜日・長期休業期間 午前7時30分 ～ 午後6時30分
- (4) 利用開始日 令和5年4月1日（土）午前7時30分から

## 3 送迎等について

- (1) 保護者又は保護者に代わる18歳以上の方が、午後6時30分までに児童クラブへ迎えに来てください。
- (2) 同居家族以外の方がお迎えに来る場合は、「代理人引受申請書」を事前に提出してください。代理人がお迎えの際は、本人確認のため身分証等を提示していただきます。
- (3) 土曜日・長期休業期間は、午前7時30分以降に、児童クラブ入口にてお子様を支援員に引渡してください。（お子様が一人で登所することはできません。）

## 4 持ち物について

- (1) お子様の持ち物には、必ず全てに名前の記入をお願いします。
- (2) 入所時に準備する物…詳しくは各児童クラブから御案内します。
- ①着替え…下着、靴下、上着、ズボン
  - ②ポリ袋（レジ袋）…汚れた物を入れる
  - ③手ふき（ハンカチ・ハンドタオル等）
  - ④その他（各児童クラブで必要なもの）

## 5 学習について

宿題や自主学習の時間を設け、声かけをしますが、宿題を終わらせたことについての御確認は御家庭でお願いします。児童クラブは生活の場という位置付けのため、学校や学習塾のような学習指導は行っておりません。

## 6 塾や習い事等について

児童クラブから、塾や習い事等に通う場合には、塾等の職員又は保護者等による児童クラブへの送迎が必要です。塾等から児童クラブへ戻る場合も同様です。必要に応じ、事前に「代理人引受申請書」を提出してください。

## 7 給食のない日について

土曜日や長期休業期間、又は平日でも給食がない日は、お弁当・水筒を持参してください。  
 ※新1年生は、入学式から1週間程度、給食がありませんので、給食が開始されるまでは、お弁当を持たせてください。

## 8 一日の流れ（モデルケース）

○学校開校日 例（1年生の場合）

時間	放課後	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30	18:30		
活動内容	開所	ただいま	宿題	自由遊び	おやつ	自由遊び 外遊び	掃除	お迎え準備	お迎え さようなら	閉所

○学校閉校日 例（土曜日・長期休業期間）

時間	7:30	9:00	10:00	12:00	13:00	15:00	16:00	17:00	17:30	18:30	
活動内容	開所	学習	自由遊び	昼食	あとかたづけ 自由遊び	おやつ	自由遊び 外遊び	掃除	お迎え準備	お迎え さようなら	閉所

## 9 使用料（利用料金）について

### （1）使用料

児童1人につき月額4,800円（入所2人目以降は月額2,400円）  
 ※利用日数や、月途中での入退所による日割り計算はありません。

### （2）使用料の免除

免除が受けられる世帯と、免除後の利用料金は以下のとおりです。

免除を受けたい月の末日までに、児童クラブまたはこども政策課に申し込んでください。

免除が受けられる世帯	月額	申込書に添付する書類
生活保護を受けている世帯	0円	生活保護受給証明書の写し
就学援助を受けている世帯	2,400円	就学援助の認定通知書の写し
児童扶養手当を受けている世帯	2,400円	児童扶養手当証書の写し

### （3）使用料の納付

ご自宅に放課後児童クラブ使用料の納付書を郵送します。

取扱金融機関・コンビニエンスストア等で毎月末までに納めてください。



※使用料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

Web口座振替受付サービス  
 ※3月16日から※

### （4）上記のほか、児童クラブで保護者会費（おやつ代・諸経費）を収集しますので、指定日までに児童クラブへ集金袋を御持参ください。

## 10 傷害保険について

児童クラブでの活動中にケガをした場合は、加入保険により通院・入院等の傷害保険金の請求手続きを行うことができます。御請求の際は、児童クラブに申し出てください。

		R 5 年度から	R 4 年度まで
保険料		5 0 0 円	8 0 0 円
補償額	通院(1日)	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
	入院(1日)	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
	対物賠償(上限)	1, 0 0 0 万円	5 億円

※今年度より保険料を変更しました。

## 11 出席・欠席の連絡について

- (1) 児童クラブの出欠確認は、事前に御提出いただく利用予定表で行います。  
利用予定表は指定の日までに児童クラブに提出してください。
- (2) 当日の急な欠席は、学校への連絡とは別に児童クラブにも連絡をお願いします。  
(平日は午後1時30分まで、土曜日・長期休業期間は午前8時まで)  
※児童クラブ開所時間前に連絡する場合は、留守電へのメッセージをお願いします。
- (3) 児童から口頭で欠席や早退の連絡があった場合や、保護者の方からの連絡が無い場合は、緊急連絡先へ電話確認させていただきます。

## 12 お子様の体調等について

- (1) 児童クラブで活動中にお子様の体調が悪くなった、またはケガをした場合は、すぐに連絡をします。速やかなお迎えをお願いします。
- (2) 児童クラブでの投薬は原則行いません。支援員は声かけや見守りを行いますので、必要な処置は、保護者の方からお子様へ御指導ください。

## 13 入所中の家庭状況の変更及び退所について

申請内容に変更が生じた、又は、入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに下記の書類を児童クラブへ提出してください。各様式は児童クラブに備えてあります。また、郡山市ウェブサイトからもダウンロードできます。

事 由	提出書類	提出時期
勤務先が変わった、雇用期間が更新されたとき	勤務証明書(第3号様式)	変更または更新時に速やかに
転居・勤務状況・家族状況等申請状況に変更があるとき	申請事項変更届(第6号様式)	変更がわかったとき
同居家族以外が送迎するとき	代理人引受申請書	入所時又は送迎を開始する前
仕事を辞めるなど、入所要件を満たさなくなったとき	退所届(第7号様式)	利用最終月の月末まで

## 14 その他

- (1) 感染症の発生により学年・学級閉鎖の対象となった児童は、感染の拡大を防ぐため、児童クラブへも出席できません。
- (2) お子様が御家庭での時間を多く過ごせるよう、お仕事が終わりましたら速やかなお迎えと、お仕事がお休みの日は児童クラブをお休みし、御家庭での保育をお願いします。
- (3) 児童クラブの施設及び備品、入所児童、支援員に対して、損害または危害を加える行為が生じた場合や、お迎え遅れが多いなど、児童クラブのルールが守られない場合は、退所していただくことがあります。